

総務政策常任委員会会議録

平成26年 1 月30日

場 所 第2委員会室

平成26年1月30日(木曜日)

統計調査課長 稲吉孝和

午前9時58分開会

総務部

会議に付託された議案等

○総務政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・国の平成25年度補正予算の概要について
- ・T P P協定交渉に関する最近の動向について
- ・「平成24年経済センサスー活動調査」の結果について
- ・宮崎県総合防災訓練の成果と課題について
- ・宮崎県津波浸水想定における浸水開始時間予測

総務部長 四本孝
危機管理統括監 橋本憲次郎
総務部次長 (総務・職員担当) 成合修
総務部次長 (財務・市町村担当) 日隈俊郎
危機管理局長兼危機管理課長 大坪篤史
部参事兼総務課長 川畠達朗
消防保安課長 厚山善光

出席委員(8人)

委員長 内村仁子
副委員長 渡辺創
委員 坂口博美
委員 井本英雄
委員 丸山裕次郎
委員 十屋幸平
委員 鳥飼謙二
委員 凶師博規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 土持正弘
総合政策部次長 (政策推進担当) 永山英也
総合政策部次長 (県民生活担当) 舟田美揮子
部参事兼総合政策課長 金子洋士

事務局職員出席者

政策調査課主査 藤村正
議事課主任主事 野中啓史

○内村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

明けましておめでとうございます。ことしもまたよろしく願いいたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した

後をお願いいたします。

○土持総合政策部長 おはようございます。こ
ともしよろしく願いをいたします。

それでは、御報告の前に、一言お礼を申し上げ
たいと思います。

27日、今週の月曜日でございましたけども、
東九州新幹線の整備に向けた講演会を開催いた
しましたところ、内村委員長を初めたくさんの
委員の皆様方に御出席をいただきました。まこ
とにありがとうございました。

大変貴重な、今後、進めていく上でのアドバ
イスをいただいたものというふうに考えており
ます。私ども、道のりは長いというふうに思い
ますけども、一步一步こつこつと、しかし、しっ
かりと前進をさせてまいりたいというふうに考
えておりますので、皆様方の引き続きの御理解
と御支援を賜りますよう、よろしく願いをい
たします。

それでは、今回、報告いたします内容につ
きまして御説明をいたします。

お手元にお配りしております「総務政策常任
委員会資料」の表紙をめくっていただきまして、
目次をごらんいただきたいと思ひます。

今回は、「その他報告事項」といたしまして3
件ございます。

1つ目は、「国の平成25年度補正予算の概要」
につきまして、関連する国の「好循環実現のた
めの経済対策」とあわせて御報告いたします。

2つ目は、「TPP協定交渉に関する最近の動
向」につきまして、政府からの説明内容を中心
に報告をいたします。

最後に、「平成24年度経済センサスー活動調
査」の結果につきまして、国が行いました統
計調査の本県分の結果がまとまりましたので、
御報告をさせていただきます。

以上、詳細につきましては、担当課長のほう
から説明をいたさせます。

なお、今回、お手元に4種類のチラシを配布
いたしております。

緑色のものが、2月10日に開催いたします「東
九州の新時代」創造シンポジウム」、オレンジ色
のものが、2月3日に開催いたします「みやぎ
フードビジネス推進大会」についてございま
す。

いずれのイベントにつきましても、既に皆様
に御案内をしておりますけれども、本県経済や
地域の発展につなげる取り組みに関するもので
ございますので、改めて御案内をさせていただ
くものでございます。

また、そのほかにもチラシ2枚をお配りして
おりますが、これも既に御案内をしております
が、2月12に行います「第18回若山牧水賞授賞
式」と、その翌日に行われます、今回の受賞者、
晋樹隆彦氏によります記念講演会についてござ
います。

日本の短歌史に偉大な足跡を残した若山牧水
を顕彰する行事でございますので、御都合がよ
ろしければ御参加のほどをよろしく願いをい
たします。

私からの説明は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○金子総合政策課長 それでは、私のほうから
2点、御報告をさせていただきます。

まず、「委員会資料」の1ページでございます。

国の平成25年度補正予算の概要、それから好
循環実現のための経済対策、あわせて御説明を
させていただきます。

これは、いわゆるアベノミクスによる3本の
矢、それに、一環としての消費税率の引き上げ、
その反動減を緩和する経済政策パッケージ、そ

の部分ということで、「好循環実現のための経済対策」といいますのが、昨年12月5日に閣議決定をされました。それを受けた補正予算案ということで、これが12月12日に決定されたところでございます。

その対策の方針でございますが、枠の中にございますとおり、総額5.5兆円規模ということで、事業規模に換算いたしますと、18.6兆円というところでございますが、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものにする事と。

それから、2つ目でございますとおり、消費増税によりますかけ込み需要とその反動減緩和で、来年度前半に需要が発現するようなものに重点化していくということでございます。

さらに3つ目といたしまして、やはり一時的な緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に乗せていくということでございまして、その位置づけのものと性格を帯びた対策ということでございます。

それぞれの柱ごとにちょっと本県にかかわりのある部分について触れてみたいと思っておりますが、まずⅠの「競争力強化策」についてですが、1の(1)「競争力強化に資する設備投資等の促進」のうち、最初でございます、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業等」1,532億円でございますが、これは、本年度の1.4倍の額がついたということでございまして、ものづくりだけではなく、商業・サービス業まで拡充する形での地方の中小企業の支援策ということでございます。

それから、下のほうの4でございますが、「地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮」ということでありまして、特に(1)の「地域づくり・まちづくり」につきましては、地域の成長力の底上げを図ります「社会資本整備総合交付

金」1,310億円、あるいは「がんばる地域交付金の創設」に870億円でございます。

それから、農林水産業といたしましては、やはり農政改革の一環といたしまして、農地の集約化に資する事業の分、それから6次産業化、輸出促進、地域材利用、漁業コスト対策というものが上げられておるところでございます。

中小企業につきましても、一番下でございますけれども、「中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援事業」ということで計上されているところでございます。

2ページにまいりまして、「女性・若者・高齢者・障害者向け施策」ということでありますが、1の(1)のところでございますが、「女性・若者等の雇用拡大、賃上げ促進及び人材育成」ということで、地域人づくり事業なるものの国の10分の10事業が新たに創設されたところでございます。

それから、次の子育てのところでは、地域におきます少子化対策の強化ということで30億円でございます。

それから、Ⅲにつきましましては、2でございますけれども、「国土強靱化、防災・減災の加速、原子力防災対策等」ということでありまして、(2)にありますとおり、地域経済に配慮しましたさまざまな社会資本の強靱化・老朽化対策で、相当の規模の額が計上されているところでございますし、(3)にありますとおり、「学校施設等の耐震化等の推進」も計上されているところでございます。

それから、3ページにまいりまして、Ⅳでございますが、「低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和」ということで、6,493億円措置されておりますが、例えば住宅取得の給付金でありますとか、低所得者に対します臨時

福祉給付金なるものの措置というのが、きめ細かに講じられているところでございます。

本日の報道によりますと、この国の補正予算案であります、本日から衆議院の予算委員会で審議入りされるということでございます。

県におきましては、その動向を注視しつつ、県としての新たな対策につきましても、今、部局を挙げて検討している途中段階でございます。

この点については以上でございます。

それから、5ページにまいりまして、「TPP協定交渉に関する最近の動向」ということで整理をさせていただいておりますが、これ、以前にもこのような形でお示ししておるところでございますが、最近の状況ということで、8ページをお願いできますでしょうか。交渉の経過等を記した8ページでございます。

一番上に、昨年10月にインドネシアのバリで交渉会合が行われまして、安倍総理も御出席されております。

そういった中で、この枠囲みにありますが、主な発言ということで、特に2つ目でございますが、「モノだけではなく、幅広い分野を含めて、各国が交渉全体でバランスの取れた」と、こういった御発言をされているところでありまして、それを受けた首脳声明が下にありますけれども、2つ目の2行目でございます「発展段階の多様性を考慮する」、ちょっと難しい表現にはなっておりますが、これは例えば、いろいろ大きな課題となっています国有企業の取り扱い、ISDS、あるいは知財、政府調達、そういった分野で、やはり新興国の抵抗が強いということもありますし、そういった面も考慮して、多様性を考慮してという、包括的でバランスのとれた地域協定を結ぶべきという形で、声明文が出たところでございます。

その後、今度はソルトレイクで首席交渉官会合がありまして、それを受けて12月7日から10日にかけて、シンガポールで再度、閣僚会合が行われたところでございます。

結果概要というふうにございますが、一番下のところで、「各国が柔軟性をもって継続」という形で、こういったような新たな文言が入ったという部分でございます。

9ページでございますが、これは12月26日に、全国知事会のほうで政府の交渉官を招聘いたしまして、説明会を開催したんですが、その主なところをまとめた資料でございます。

まず、これにつきましては冒頭ありますとおり、やはり報道もされておりますが、原則100%関税撤廃を主張するアメリカと、現実的に無理という日米間の交渉が平行線ということでありまして、ほかの国は、どれぐらいのレベルで落ち着くかをずっと見ているというふうな状況ということでございます。

よって、2つ目にありますとおり、日米の調整が終わらないと、ほかの国の物品協議も最後のカードを切れないというような話とか、物品だけではなくて、物品以外のルール分野も含めたパッケージで、交渉が妥結のほうに向かっていくということありますので、部分合意ということはないというふうなことでございました。

結果、各国とも、自分たちが取りたいものが取れば、守りたいものを守れば、それは反対をおろすことが多いという、そういう御説明でございました。

分野別でちょっと触れてまいりますと、まず「投資」の分野でございますが、いわゆるISDS条項でございます。これにつきましては、一応、この条項そのものを入れるということについては、反対の声はなくなったということで、

ここは進展があったということですが、ただし、中身につきましては、乱訴の防止とかさまざまな国が、まだ対立している状況だということ、中身の議論は、まだこれからがんがんやるってというような雰囲気であったというふうな説明でありました。

それから、「知的財産」につきましては、医療品のデータの保護期間とか著作権の期間、これもやはりアメリカ対新興国というふうな構図になっておりまして、これがなかなかまだ、ほかの分野とのめどが見えない限りは、なかなかまだ進めないということ。

それから、「国有企業」につきましても、まだ議論が継続中だということ、この国有企業の定義をどうするか等あたりが、まだまだ議論の余地があるということでありました。

それから、「環境」、「労働」であります、環境の部分、いわゆる日本が関心を持っていますが、漁業補助金の問題でありますけれども、交渉官によりますと、心配な状況にはなっていないというふうなそんな御説明で、抽象的ではありますがそんな表現でございました。

それから1つ飛びまして、「SPS」、これは食の安全の部分でございますけれども、これにつきましては、ほぼ収れんというふうなことでありますけれども、これも交渉官の説明によりますと、日本の制度を日本国民が困る方向で変えなくてはならないというような議論はなされていないというふうな表現でありまして、それ以上の詳細までは開示はございませんでした。

今後の予定ということですが、いろいろ報道もされております。

1月20日には、甘利大臣とUSTRのフロマン代表の電話会談、あるいは、その後のダボス会議での経産大臣とか農水大臣とフロマンさん

との対話という形で、一応、交渉は継続していくということになっておりまして、今の予定で、まだきっちり決まっておりますけれども、報道によりますと、2月の17日ぐらいから首席交渉官会合があつて、2月の22日から閣僚会合というふうなことで、まだこの調整自体も、去年のシンガポールと同じような状況であれば、やる意味もないんじゃないかという声も何かあるっていうふうに記載されておりまして、今、事務レベルの交渉をずっとされているというふうなことでございました。

あと、10ページ以降につきましては、本県の動きということで整理させていただいておりますけれども、12ページのところでございます。

本県は9月3日に、情報共有化のための庁内の会議、第3回の会議をやりまして、その後ですが、9月27日、県議会のほうでも意見書も採択なさいましたし、あと11月6日ですが、これは31道県が、北海道等を中心に緊急要請という形でやったところでございますし、11月には、九州地方知事会としてのさらなる提言活動をやったところでございます。

さらに、12月10日には、県議会におきまして意見書を採択ということでございまして、一番下でございますとおり、衆参両院の委員会の決議を遵守、国益を損なうことが明らかになった場合は、即刻、交渉から脱退という形でございました。

今の段階では、そういったことでございまして、各国とももうまとめのモードに入りつつあるというような御説明があつたところでありまして、私どもは、その動きを注視しながら、即座にまた県としての対策会議とか、そういった形で必要なアクションを起こしていくようなことで、今、検討をしているところでございます。

私からは以上でございます。

○稲吉統計調査課長 それでは、「平成24年経済センサス—活動調査」の結果について御説明いたします。

公表資料は、別冊でお配りしております「平成24年経済センサス—活動調査(確報)宮崎県の概要」のとおりでございますけれども、常任委員会の資料により御説明いたします。

「総務政策常任委員会資料」の13ページをお開きください。

1の「調査の概要」についてであります。

この調査は、我が国の全産業における全ての事業所及び企業について、経済活動の実態を明らかにすることなどを目的に、新たに創設された統計調査であります。

調査日は、平成24年2月1日現在で、売上金額、付加価値額等は平成23年の1年間を対象に実施しました。

全ての事業所を対象にしておりますが、農業、林業、漁業の個人経営の事業所や国、地方公共団体の事業所などは対象になっておりません。

次に、2の「調査の結果」についてであります。

本県の事業所数は、事業内容不詳の事業所を含め5万4,955事業所で、前回の「平成21年経済センサス—基礎調査」と比較しますと、2,551事業所の減少で、率にして4.4%の減少となっております。

従業者数は45万481人で、前回と比較しますと8,202人の減少で、率にして1.8%の減少となっております。

事業所単位の売上(収入)金額は、6兆9,806億4,300万円となっております。付加価値額は1兆4,046億9,600万円となっております。

次に、14ページをお開きください。

3の「産業別の状況」についてであります。

まず、(1)の「事業所数」であります。事業内容不詳の事業所を除きますと、県全体で5万3,060事業所となります。その中で全産業に占める割合が最も高い産業は、表の中ほど、Iの「卸売業、小売業」で、1万4,380事業所で、全産業に占める割合は27.1%となっております。次が、4つ下のMの「宿泊業、飲食サービス業」で、7,538事業所で14.2%となっております。次が、上から4行目、Dの「建設業」で、5,618事業所で10.6%となっております。

また、前回と比較しますと、「卸売業、小売業」や「建設業」など多くの産業で減少しておりますが、Pの「医療、福祉」、そしてRの「サービス業(他に分類されないもの)」などで増加をしております。

続きまして、15ページをごらんください。

(2)の「従業者数」では、全産業に占める割合が最も高い産業は、Iの「卸売業、小売業」で、9万6,565人で、全産業に占める割合は21.4%となっております。次が、Pの「医療、福祉」で、7万1,829人で15.9%となっております。次が、Eの「製造業」で、6万1,855人で13.7%となっております。

また、前回と比較しますと、事業所数と同様、「卸売業、小売業」や「建設業」など多くの産業で減少しておりますが、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」などで増加をしております。

次に、16ページをお開きください。

(3)の「売上(収入)金額」では、全産業に占める割合が最も高い産業は、Iの「卸売業、小売業」で、2兆2,660億9,900万円、全産業に占める割合は、32.5%となっております。次が、Eの「製造業」で、1兆3,846億7,700万円で19.8

%となっております。次が、Dの7,705億1,800万円で11%となっております。

また、本県と全国の売上(収入)金額の全産業に占める割合を比較しますと、本県は「建設業」、そして「医療、福祉」、「農林漁業」の割合が高くなっております。

次に、17ページをごらんください。

(4)の「付加価値額」では、全産業に占める割合が最も高い産業は、Iの「卸売業、小売業」で、2,772億1,500万円で、全産業に占める割合は19.7%となっております。次が、Pの「医療、福祉」で、2,586億600万円で18.4%となっております。次が、Eの「製造業」で、2,332億8,000万円で16.6%となっております。

また、本県と全国の付加価値額の全産業に占める割合を比較しますと、本県は「医療、福祉」、「農林漁業」、「建設業」の割合が高くなっております。

説明は以上でございます。

○内村委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○井本委員 これの1ページの競争力強化策の1の(3)ですが、「途上国・新興国における日本方式普及・インフラシステム輸出」と書いてあるけど、具体的にはこれは、医療保険やらのことでしょうか。

○金子総合政策課長 これにつきましては、例えば、原発とかああいう交通とか新幹線とか水もでしょうか、そういったインフラの関係でございます。

○井本委員 その安倍さんの国民保険制度みたいなのか、医療制度みたいなのを出すというあれは、この中じゃどこになってるか。あれも入ってるか。どこか後進国とその契約、協定か何かしてきたと思うが。

○金子総合政策課長 ちょっと時間いただいていいですか。確認をいたします。

○井本委員 それから、9ページのT P Pの分野別事項のS P Sやらは、遺伝子組み換えも、これは入っているわけですか。これは、その辺はどうなっているんですか。

○金子総合政策課長 はい、入っております。あれは残留農薬の関係とか、全て食の安全・安心に係る分野は、このS P Sという交渉事項の中で入っております。先ほど申し上げましたとおり、日本の制度を変えないかんというような議論というのには、まだ、そこまではなっていないというふうなことでございました。

○井本委員 どうぞ。

○内村委員長 いいですか、答弁。よろしいですか。

○井本委員 これ、また後からでいいや。どうぞ。

○鳥飼委員 済みません。これ、初歩的な質問ですが、その政府説明のポイント、9ページ、ここの1行目なんですけど、「物品の市場アクセスについて、原則100%関税撤廃という理想論を主張するアメリカと現実的には無理という日本の交渉が平行線のまま終わり」ということで、日米交渉がうまくいかないから、T P P交渉はうまくいってないんですよというようなニュアンスに見えるんです。

で、大体が雲をつかむような話で、中身の説明を国がしていないもんだから、なおわからないというのが現実的で、非常に問題のある交渉が進んでいるなというふうに思っているんです。そこで、1点だけ、「原則100%関税撤廃という理想論」というのがあるんですが、日米交渉の中で、安倍総理が原則100%関税を前提としないということをや約束、確約をしたということのよ

うだったと思っているんですが、その辺はどんなふうな経緯になっているんですか。

これ、課長に聞いても申しわけないけど。

○金子総合政策課長 「総務政策常任委員会資料」の5ページでありますけども、平成25年2月23日に日米首脳会談でございますね、委員がおっしゃった部分はここだと思いますけど、両国に貿易上のセンシティブティ、いわゆる重要品目があるということでもありますので、その2行目でございますとおり、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを、交渉参加に際して求められるものではないという形でありますんで、これが前提ではないという、この前提をもとに、今、交渉参加に入っているというところでございます。

で、9ページにありますけど、何が平行線になっているかという部分でありますけども、これ以上の中身、報道によりますと、もう日本は、いわゆる農産物等の重要5項目、そして、アメリカのほうは、いわゆる自動車の関税でございますね、その撤廃の部分という形でございますのでございまして、そこは、もうちょっと私どもも報道でしか、今の段階では知る由がないというところでございます。

○鳥飼委員 いろいろ申しわけない。だから、気持ちといいますか、国民の感情としては、だましたほうが悪いんか、だまされたほうが悪いんかというような気がして、国会の決議とか、その宮崎県議会の決議とか、そういうものを無視されてやっているということも、非常に問題があるなということを指摘だけしておきたいと思います。

続けて、後半のほうです。経済センサスなんですけど、これは新たに創設された統計調査というふうなことになるんですが、前回の基礎調

査と今回との調査の違いを説明してください。

○稲吉統計調査課長 前回の平成21年の調査としましては、調査項目として基本的事項を調査するというので、例えば事業所の名称、所在地、そして組織であるとか事業所の開設時期、そして従業員数、事業所の主な事業内容等を調査しましたが、今回の活動調査におきましては、これに加えまして、経理事項等の売上収入、そして費用の金額、そしてまた事業別の売上収入金額、そしてまた動産とか不動産の賃料であるとか減価償却費、あるいは租税公課という、こういう経営面での内容を今回の調査として追加をして、企業の経済状況を新たに把握したということでございます。

○鳥飼委員 これ、そういう意味で、21年の基礎調査に当たったところについては対比がありますよと。そして、新たにやったところについては、その対比がないということですね。了解しました。

そこで、いろんな数字で、本県の状況が、今の課長のほうから説明がありましたけども、今後の見通しじゃないですけど、この宮崎県のこの事業所の推移という、なかなか難しいことではあるんですけど、これでも出ているように、例えば医療、福祉系が伸びていくなというのは、ある程度、予想がつくのですが、大体、どんな見通しといいますか、難しいと思うんですけども、何か、課長がずっと業務しておられて、何か感じておられるというようなことがありましたら、ちょっとおっしゃっていただきたいと思えます。

○稲吉統計調査課長 事業所数、それからやはり従業員数につきましては、これまでの統計調査の経済センサス以前の調査からしましても、徐々にやはり減少傾向にあると。

これは、やはり就業労働人口の減少というのがありますので、人数的にも減っていくという部分と、今回の調査でもあるんですが、やはり個人事業主が減少という傾向が見られます。

そういう中では、年次的に若干ずつであります。やはり過去の統計からの推移からしても、徐々に減っていくという傾向は、状況としてはあるんだろうなというふうに思います。

○鳥飼委員 はい、わかりました。

高校卒業者とか大卒も少なくなってきたという現状があるんですけど、ただ、いろんな数字を見てみると、県内就職者、せっかく地元で教育を受けていたのに、県外に行かざるを得ないというようなこととか、正規の雇用の職場が少ないとかいうことで、非常に宮崎県の経済の浮揚とそれと地域の活性化、いろんなことを含めて、いろんな事業所、そういうのを立ち上げていくことが非常に大事だろうというふうに思いますので、特に答弁は結構なんですけども、そんなことを思っています。

直接的には、総合政策とは関係ないかもしれないんですけども、ブラック企業という言葉が出ていますよね。で、宮崎県の労働組合もそうなんですけど、組織率が非常に少ないというところで、だから、働く人たちの権利というものが、権利といいますか、ないがしろにされているような状況の中で、使い捨てにされて過労死したりとか、自死をしたりとかいうようなことがあるものだから。

きょうですか、きのうですか、「七五三」の発表がありましたけども、宮崎県は、新卒3年後にやめるという比率が高かったですね。

だから、若者だけの責任ではないということが一つあるんですけど、やっぱそこを底上げをしていくということが非常に大事ななと思って、

いろんな調整をしていくところが、総合政策部でもありますし、統計調査課の数字を分析しながらということでもありますので、そういう気づいたことを申し上げました。その答弁は要りませんので、ありがとうございました。

○十屋委員 初歩的な話で、この経済センサスの13ページの付加価値額というのが、売上に対する単純にわかりやすくいうと利益というふうに見ていいんですかね。

○稲吉統計調査課長 今回の付加価値額につきましては、付加価値額といいますのは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値ということで、今回のこの算定の考え方としましては、売上高から費用総額を引きまして、逆に給与総額とか付加価値額を足すということで、費用の中には売上原価とか販売費、一般管理費が含まれておりますので、売上からそのかかる費用、販売であるとか、一般管理費はもう人件費ですので、そういうものを差し引いたものということで、この付加価値額という捉え方をしております。

○十屋委員 結局、利益に近い、ほかのものも入っているよということで、わかりやすく言わないと。いろいろ入っているってわかるんですけども。

○稲吉統計調査課長 単純にいけますれば、利益というふうに捉えていただいても結構だと思います。

県民経済計算なんかの、減価償却を引いたりとかいろんな部分を、公租公課を引いたりとか、そういういろんなものがありますが、若干、定義が違いますので単純に比較はできませんが、もう利益に近いということで考えていただければ結構です。

○十屋委員 公租公課とそのいろんな減価償却

を引くのは当然で、そこんところいくと、これだけ一応幾らの付加価値額が生まれたということですね。はい、わかりました。

それで、6次産業化ということで、フードビジネスを含めて県は政策的にこれからしていこうと。そのときに、ここで6次産業が製造業に入るのか、卸小売業、農林水産業、分野が、区分がどうなっているのかなと、そのあたりはこのセンサスの中の位置づけはどうなっているのか。

○稲吉統計調査課長 現在のところ、6次産業化というその中で、色分けがなかなか難しいというところがあります。

やはり、その6次産業化であったり、フードビジネスであったりという、今後、出てくるそういういろんなものに波及する産業というのは、製造業であったり、あるいは卸小売業であったり、あるいは宿泊・飲食業サービス、いろんな部門に、その実際の生産が影響してくるだろうというふうには考えております。

しかしながら、今の分類の中では、そういう大まかな分類ということになりますので、今後、そういう6次産業化等の生産額等を具体的に把握するという事になれば、さらに詳細なといえますか、そういう分類でのものを、小分類まではありますが、小分類でもなかなか細かく、その取り扱いの産業に入るのかどうか、その辺は必ずしも厳格ではないというふうに思いますので、その辺はまた別途、いろんな形で調査をしながら補足して、その金額を把握していくということが必要だろうと思います。

○十屋委員 つまり、最初の調査対象の中で、個人営業とか農林漁業と、そういう個人経営の部分は入らないということになるんで、やはりこの統計上は、なかなか出にくいところも出て

くるのかなというふうに思うのと、企業とすれば、自分がここに当てはまるっていうことで、チェックしていくような、その中から。

だから、その中でいくと、非常に県としての政策的な評価の把握の仕方をしていくときに、分類上とか、ここに出てこないものとかあると、別な形でそれをやっていかないと難しいのかなというふうに、正直、これを見させてもらって感じました。

それから、もう一点は、建設産業というのは、意外とずっと厳しい、21年から24年といううちの5年間の中でも、事業所数も5,600ということで、かなり減っているんですが、一般的に言われているような経営上悪くて、だんだん少なくなり過ぎたっていうところまでは出てないのかなというふうに捉えたんですけど。

○稲吉統計調査課長 建設業は、ただいま御指摘のとおり、やっぱり減少額というのは、このセンサスの約2年半、この期間の減少率ですが、割と大きい状況だと思います。

ただ、建設業の中で減少したところと、それから増加しているところのいろんな細かい業種で分かれております。

例えば、減少した中では、木造建築工事業あたりが、事業所数でいきますと277の減少があったり、例えば管工事でいくと250の減少がある。でまた一般土木の建築工事でいくと91の減少ということでありましたが、一方、増加したところを見ますと、建築工事業、これにつきましては290の事業所がふえておりますし、建築リフォーム工事業、こういうところいくと65、それからトビ・土工・コンクリート、この辺でも26ということで、減少している職種と、それからふえている職種と、それぞれで内容は、全体としては減っていますが、中身ではふえている部分もあ

るという状況でございます。

○十屋委員 わかりました。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○井本委員 付加価値の件なんだけど、その事業所ごとで一番もうかっている業種というのか、そういうのは出てないですか。事業所ごとに数えて割ってみれば、わかるだろうけどな。

○稲吉統計調査課長 付加価値で高いのは、やはり情報通信業でありますとか、それから医療、福祉、それから金融業、保険業、こういうものが、やはり全体的に利益も高いですし、それに応じて付加価値額も高いという状況でございます。

一般的に言えば、製造業であるとか卸小売業になりますと、やはり低いという状況です。

○井本委員 その話を聞くと、もうかるところへ人は流れていきますから、これ、今後は当然そういうふうに産業が流れていくのかなという感じがしますよね。

この表の例えば委員会資料の14ページの医療、福祉のところ、一番下の図を眺めていくと、医療、福祉が産業の6.7%でしょう。ところが、人は14.3%で、その次のページを見ると、今度は事業金額が8.3%、そして最後の付加価値が18.4%という。

事業所がもうかっているんじゃないかなという感じがするんですよね、これを見ると。しかし、人は多いんだけど……。だから、あそこで医療で働いている人たちは、それほど優遇されてないんでしょうかね、これを見た感じでは、そんな感じがしますがね。

○稲吉統計調査課長 傾向的に見ますと、今、委員の御指摘のとおりだと思います。数的にとりか人数的には少ないんですけども、最終的なその付加価値額のレベルでいきますと、病院経営

というのは利益率が高いということは言えるかと思えます。

○坂口委員 もうちょっと詳しく知りたいということで、9ページ、さっきの鳥飼委員の関連になるんですけど、一番上、この原則100%にアメリカはこだわるっていうんですけど、報道で知る限りなんですけど、極めて高いレベルのっていうのは、それ、95%以上の自由度なんだっていう。それからさらにこれで5品目の233品目、それから全体の586品目だったですか、これ、具体的に出てきたんですね。その中に幾つ譲るかのところまできて、それからすると、全くこれ違うような気がするんですよね。

まだ、その合意文、何もアメリカが頑として譲ってないという。しかし、一方では、そういう報道も、かなり小さい部分まで報道されているんですけど、実際のところ、そのあたりはどんなになっているんですか。

○金子総合政策課長 政府の説明は、あくまでもこの程度でございまして、あとは私どもも報道等で知るしかすべがないような状況でございまして。

例えば、二百数十品目のいわゆる検証作業、いわゆる輸入実績が少ないやつとかについて、自民党のほうで、本部のほうで検証作業をして、それは当然、抜くことを前提としたものじゃないってことで検証作業をやって、そして政府のほうに提言をしたというようなことも、報道で見たとこでございまして。

その二百数十品目に関しましても、例えば農水大臣あたりは、国会で、その輸入実績がないから即関税撤廃していいとか、そんな結論にはなりませんということは、答弁なさっているような状況でありまして、やはり慎重に国会決議等も十分踏まえながら、政府としては対処して

いただきたいというふうなことを私ども、常々申し上げているところでございます。

○坂口委員 そうなんですけど、100%、頑として譲らないっていうのがこの12月26日時点で出しています。それよりずっと早い時点で、具体的に極めて高いレベルを求めるんだというのと、それは95%を超すんだというようなことが報じられたというので、その話が出てくること自体が、このレベルだったら、ちょっとおかしいと思うんですけど、もうちょっとやっぱり進んでいるんじゃないですかね、この交渉っていうのは、お互いに歩み寄っているんじゃないですかね。

○金子総合政策課長 これより前に、10月ぐらいにも、やはり関税について説明があったんですけども、要するに、日本の提示したやつについては、各国から低過ぎるとい主張は受けていると、そんな程度の説明しかございませんで、委員おっしゃるような95%どころっていうのは、これは26日の最新の説明会におきましても、全く出てきておりません。

○内村委員長 よろしいですか。ほかに。

○丸山委員 補正予算のことについてお伺いしたいんですが、5.5兆円ということですけども、なかなか次の2月定例会でないと提示できないのかもしれませんが、宮崎県は、大体、補正予算関係っていうのは、どれぐらいくるというふうに県としては認識されているんでしょうか。

○金子総合政策課長 まさに今それは、各部局がどれぐらいの補正がくるかという部分を今、まさに集約中といいましょうか、そういう段階でありまして、それがいずれ県としての経済対策という形でまとまっていくというふうな、まだ途中段階でございまして、まだ具体的な数字

とか、それはちょっとまだつかめ切れていないところでございます。

○丸山委員 あと、最近、国の手法として、県を通さずに直接、九州産業経済局とか、そこがばって出して公募する、いわゆる空飛ぶ交付金みたいな形が多くて、情報をキャッチする、キャッチしないによって、事業採択の差が出てくる事例が、最近多くなっているような気がするんです。中小企業の多い宮崎県にとっては、うまく国の事業を使ってやるというのを流さないで補正予算なのにもったいない。

結局、これは地方もしっかり元気出してほしいっていうことで、情報をキャッチできる中小企業が少ないところもあると思いますんで、その辺のフォローアップ対策は、ぜひやっていただきたいというふうに思っています。もうこれ、当初予算も含めてなんですけども、その辺の体制が、今、県としてはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

○金子総合政策課長 まさにおっしゃるとおりかと思えます。

国は例えば、今回のものづくり等の事業につきましても、1,400億ぐらいの枠をつくっていただいていますで、まさにそれはきちんと取りにいかないともらえないということになります。

今年度の場合も、ちょっと第1次の応募に、なかなか宮崎県は少なかったという御指摘等もあって、第2次はかなり頑張りまして、商工のほうを取りにいったんですけど、やはりそのようなアクションを起こすべきだと思いますし、先ほど人材育成関係も、1,000億円のこれも10分の10の人づくり事業みたいな形でありまして、県の一般財源が乏しい中で、こういうやはり有利な交付金等は、しっかり取りに行く体制とい

う形で、それは常々庁議等でも、知事から指示がおりているところでもあります。

○丸山委員 少しでもこの経済対策でありますので、消費税の影響を受けるのは、結構、地方のほうは、中小企業のほうが大きく受けるって話もよく聞くもんですから、ぜひこういう事業があるんですよということを、アンテナを県がまず高くしていただいて、それを中小企業を含めて情報発信をしっかりとやっていただいて、この景気対策をしっかりとやれるような体制をとっていただくことをお願いしたいと思います。

○内村委員長 ほかにありませんか。

それでは、その他で何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総務部の皆様、明けましておめでとうございます。これからもまたどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○四本総務部長 総務部でございます。

説明に入ります前に、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

南海トラフ巨大地震を想定いたしました初めての実践的な訓練として、昨年12月15日に実施をいたしました「宮崎県総合防災訓練」につきましては、県内はもとより国や九州各県の121の防災関係機関、約9,100名の方々に参加をいた

きまして、計画どおりに終わることができました。今回の訓練で得られました成果を踏まえ、今後とも、防災力の強化や減災対策等に努めてまいりたいと存じます。

それでは、本日の報告事項についてであります。

お手元の「総務政策常任委員会資料」の目次に記載をしております「宮崎県総合防災訓練の成果と課題について」及び「宮崎県津波浸水想定における浸水開始時間予測」の2件であります。

詳細につきましては、危機管理局長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○大坪危機管理局長 それでは、「総務政策常任委員会資料」の1ページをごらんください。

まず1点目の「宮崎県総合防災訓練の成果と課題について」でございます。

1の「概要」にございますように、本年度の総合防災訓練につきましては、昨年の12月15日午前8時から午後1時までという時間帯の中で、県内や九州の121の各防災機関や自主防災組織等、総勢9,100名の参加を得て、宮崎市、そして南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会との3者の共催という形で実施したところでございます。

(3)にございますが、「訓練概要」ですが、午前8時に日向灘沖を震源とするマグニチュード9.1の地震が発生したと想定しまして、被災状況の把握や住民への情報伝達、津波からの避難、被災者の救助、負傷者の病院搬送など、初動時の防災関係機関の相互連携を確認するためのさまざまな実践的な訓練を実施したところであります。

次に、2の「訓練の成果」ですけれども、大き

く3つに分けて整理をいたしました。

(1)の「災害対策本部の設置運営」についてですけれども、災害対策本部体制につきまして、年度当初からこのような大規模災害に対応した編成ということで見直してまいりました。その中で、4度の図上訓練を踏まえながら、随時、見直しをしまして、組織体制の強化や本部要員の能力の向上、そういったものを図ることができたと考えております。

また、2つ目のぼつになりますが、ブラインド型の実働訓練ということで、刻々と変化する情報に基づく状況判断、これを本番に近い形で行え、「考える訓練」が実施できたというふうに考えております。

さらに、3つ目のぼつになりますが、後方支援拠点を活用しまして、広域応援部隊の参集訓練や被災現場への展開・救助訓練、さらには広域物資搬送訓練、そういったものを通して、業務の流れを実際に経験することができました。具体的に職員が理解することができたというふうに考えているところでございます。

次に、(2)の「関係機関との連携強化」についてですが、総合防災訓練に関しましては、年度当初からそれぞれの防災機関と、訓練に向けての協議や図上訓練を実施してきてまいりました。その間を通して、相互に「顔の見える関係」、信頼関係を構築することができたというふうに考えているところであります。

それから、右側の2ページになりますが、大規模災害発生時には、広域的な対応というものが重要になります。したがって、九州各県で協定をしていますので、それに基づく情報交換や手順の確認、さらには今回、九州ブロック協議会との共催という形にしましたので、その関係県とテレビ会議等を通じまして、情報交換

方法の確認、そういったものを実施いたしました。

さらに、警察、消防、自衛隊等の関係機関が保有する資機材を実際に持ち寄っていただきまして、ヘリコプターによる救助訓練、海上からの救助、復旧活動、そういったものを踏まえた、立体的な対策の調整・連携を確認することができたということでもあります。

また、被災現場から救助所や災害拠点病院、さらには広域医療搬送拠点まで、実際に患者搬送を救急車やヘリを使って実施をしました。災害医療に関します対処能力の向上を図ることができたというふうに考えているところであります。

次に、(3)の「地域防災力の向上」についてですが、今回の総合防災訓練にあわせて、県内の各市町村で合計7,200名の方々が参加して、避難訓練等さまざまな訓練を実施しました。地域の防災力の向上も図られたものと考えております。

そういった成果があった反面、今後の課題としてどういうことがあったのかということをも最後に整理しております。

まず、1点目の「災害対策本部の設置運営」についてですが、やはり今後とも、本番を見越した組織体制の不断の見直しというものが不可欠かと考えます。突発的な災害発生に対応しました本部の設置ですとか要員参集、そういったものがスムーズに実施できるためのノウハウの構築ですとか、さらには本部運営を行う人材の育成、そういったものが課題であると考えています。刻々と変化する情報の収集や整理、共有、そういったものためのシステム構築も重要だというふうに考えているところでございます。

また、(2)の「関係機関との連携強化」につきましては、関係機関と継続的に訓練を実施す

るなど、やはり日ごろからの関係を強化していくということが必要でございます。したがって、九州各県、国の関係機関等々との広域的な連携強化をさらに図る必要があります。

さらに、後方支援拠点を活用しまして、被災を受ける沿岸部、それから内陸部との連携強化、さらには九州各地との広域的な支援、そういったものを円滑に受けるための受援体制なるものを平常時から確立をしておくことが必要だということも考えておるところであります。

最後に、(3)の「地域防災力の向上」ですけれども、やはり県民に対しまして、年間を通じた継続的、計画的な防災意識の啓発、さらには防災士等を活用しました日ごろからの自主防災活動の充実、先ほども申しましたが、内陸部を含む市町村との連携、そういったものによる住民参加型の防災訓練の実施、そういうものに地道に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、この総合防災訓練につきましては、来週の水曜日、来月5日になりますが、九州ブロック協議会の本年度第3回目の会議を宮崎市で実施します。そのときにあわせまして、訓練参加機関にも集まっただきまして、詳細な反省、そして意見交換、そういったものを実施しまして、今後の訓練に反映させていきたいと考えているところでございます。

それから、2つ目ですが、2つ目は別冊になってございますが、よろしゅうございますでしょうか。「宮崎県津波浸水想定における浸水開始時間予測」という図面でございます。

これは、南海トラフ巨大地震が発生した際に、どの程度まで津波が浸入するのか。そして、それぞれの場所での深さはどのぐらいになるのかといったような中身を昨年発表しました。

そして、市町村とその後、いろんな避難対策等について協議をしているところなんですが、市町村のほうから、津波が到達する突端の最短時間は発表されているんですが、その実際に住民が住んでいるところ、そこに何分で到達するのか、それを知りたいという、そんなふうな話がありましたので、県のほうで整理をしていましたデータをまとめまして、今回、浸水開始時間予測図という格好で発表するものでございます。

1ページが、これは県全体でこういった地域が浸水するかという図面ですが、2ページからが、その具体的な浸水開始時間の予測図ということになります。

実際は全部で36ページございますが、本日は主要な部分を抜粋しまして、10枚ほど添付をさせていただきます。

例えば2ページ、延岡市の図面をごらんいただけますでしょうか。延岡市、左のほうから、西のほうから見まして、日豊線とか10号線とか走っています市の中心部、そういったところについては、この薄い水色でございますが、これは地震発生から30分を超えて到達するであろうという場所でございます。

それから、その右、東側にちょっと濃い水色になっていますが、ここが25分から30分程度、それから、もうちょっと海岸寄りになりまして、もう少し濃いところがございますが、ここが20分から25分程度ということでございます。

さらに、例えば、河川の中で少し濃いところが出てきていますが、こういったところは、15分から20分であったり、場合によっては15分以下であったりということでの浸水が想定をされています。

内陸部のこの河川沿いにつきましては、津波からの浸水ということではなくて、地震に伴い

まして堤防が破壊されると、それによって河川水が浸入してくるということで、想定をしている部分がございます。

そういうことで、県内各地それぞれの地域ごとに図面をつくりまして、市町村にもお渡しをし、また、県民にも、本日午後になります但しホームページで発表して、それぞれの地域での避難計画に生かしていただきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○内村委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○十屋委員 総合防災訓練には参加させていただきましたが、非常に大規模でやっていただいて、いろんなことがわかったと思う。我々も、見るだけでしたけども、経験をさせていただきました。大変な作業なんだと改めて思いました。

それに行き着く訓練も本当に大事であります。継続的にやっていかなければいけないんですが、それよりも、その前の防災の守る側のハード整備とか何とかで特措法ができて、1月21日ぐらいに、東京かどっかで、内容について説明会があったと思うんですけど、そのあたりの話をちょっとお聞かせいただけますか。

○大坪危機管理局長 南海トラフの特別措置法の関係の説明会ですけども、1月20日に東京でございまして、午前中は各県、そして午後は市町村に対する説明会でございました。

本県からも担当職員を派遣しまして、内容を聞いてきたところでございますが、まず1点目は、今後のスケジュールについての説明がございました。国のほうでは、中央防災会議を開催しまして、1月17日に諮問をしたということでござ

いまして、今後、その中央防災会議での審議を踏まえて、3月末までには、地域指定をどうするかといったようなことについて、結論を出したいということでございました。

それから、地域指定につきましては、実は法律で二通りございます。一つは、地震防災対策を進めます推進地域、それからもう一つが、沿岸部になりますが、津波避難対策を進める特別強化地域、それぞれの地域指定につきましては、先ほどのようなスケジュール感で進めますが、2月中に関係自治体への意見聴取を行いたいという話がございましたので、そういった意見聴取があった場合には、しっかりと説明をしてまいりたい。地域の実情をしっかりと説明をして、指定が受けられるように努力をしていきたいと思っています。

ただ、現段階での案ということで、国のほうから、その地域指定の考え方について示されたものがございまして、例えば1点目の全体的な推進地域につきましては、市町村ごとに震度6弱以上の最大震度が想定される地域といったような説明が一つございました。

それから、津波対策を進めます特別強化地域につきましては、例えば、陸上で30センチ以上の浸水が30分以内に発生する地域と、そういった説明がございましたので、それが文字通り適用されるということになりますれば、本県では推進地域については県内の全部の市町村、さらに、その津波対策を進めます特別強化地域につきましても、沿岸部の10の市と町が指定をされるのではないかとというふうに考えているところでございますので、先ほど申しましたように、今後、関係自治体への意見聴取があったり、中央防災会議で審議されたりしますので、そこでしっかりと本県の実情を訴えていきたいと考えてお

るところでございます。

○十屋委員 その中で財政的な支援なんか、報道で少しずつ出ているんですけど、そういうお話は何かあったんですか。

○大坪危機管理局長 財政支援につきましては、もう法律で明記されている部分でございます。

例えば、その津波避難施設につきましては、国のほうで3分の2の補助をしましょうと。通常は2分の1の補助ということなんですけど、その部分を手厚くしましょうということですので、ここでいう、先ほど申しました、沿岸部の特別強化地域に指定されたところについて、今後、県と市町村でそれぞれ推進計画なるものをつくって、その中で具体的にどういった施設を対象としていくかといったような話が進んでいくと、そんなふうな流れになるということでございます。

○十屋委員 当然、スケジュール感からすると、今年度中にはおおよその形ができてくる。それを受けて、県も市町村も推進計画、これを立てていくようになってきたときに、これからその計画づくりまでどのくらいかかってくるのかというのを、そのあたりをちょっと、今の段階では言えないかもしれませんが、どういうふうなお考えをお持ちですか。

○大坪危機管理局長 これは、いつまでにつくらなければならないかというところまで、はっきりとした説明はございませんでしたけども、やはりできたら来年度前半あたりに集中して頑張らうと、県も市町村も努力してみたいと思っています。

ただ、国のほうとどんな調整が必要なのかといったようなこともありますので、ちょっとまだ見通しははっきりしませんけど、一応の現時点での努力目標としてはそんなふう考えてい

ます。

○十屋委員 はい、わかりました。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○図師委員 その防災訓練の成果と課題の課題のところに出てきておるんですが、今後の取り組みについて教えていただきたいんですが、特に、(2)に後方支援拠点を活用した沿岸部と内陸部の連携強化とか、(3)の一番下の内陸部を含む市町村と連携した住民参加型の防災訓練の実施とあるんですが、実は、私が住む地域で防災士の方が中心となった自主防災組織が立ち上がったんですね。

この間もその会合があったり定期的に訓練をしているんですが、そのときに出たのが、我々は、その自主防災をするのが、もちろん第一の目的なんですけども、内陸部なものですから、実際、そういう地震・津波の災害は、よほど急傾斜地の土砂崩れとかあんなの以外は、危険度は低いよねという話で、ただ、ここにあるような後方支援の拠点、後方支援としての協力というのは進んでやっていきたいという意見が出て、じゃあ実際、どうすればいいのか、どことどう連携をとればいいのかというのが、まだ見えないよねという意見が出たものですから、今後、どのようなその内陸部との、また自主防災組織との連携というのもお考えなのか、また、訓練とかする予定があるのかとか、いかがでしょうか。

○大坪危機管理局長 後方支援拠点を活用して、どうやって沿岸部に支援をしていくかということに関しては、今年度、モデル計画を策定することにしておりまして、現在、その作業中でございます。

具体的には都城市を想定しまして、都城市がどういうふうな役割を果たせるのか、そして、

沿岸の市町村とどう連携を図っていけるのかというモデル計画を策定しますので、それに基づいて、県内のそれぞれの地域にそれを波及させていきたいと考えております。

できたら行く行くは、例えばどこの市町村とどこの市町村がタグを組むとかいうふうな、マッチングもしていきたいと思っております。

それから、もう一つ、その防災士の育成・活用について、これはまさしく一生懸命やっている段階でございまして、多分、今年度中には千数百名と、多分2,000名近いぐらいの数字になるかと思えます。

そして、その防災士の皆さんが宮崎県独自に、宮崎県防災士ネットワークというのを任意団体としてつくっていらっしゃるんですけども、これを今年度中に法人化する予定でございまして。NPO法人にします。そうして、そこが、もうしっかりとした事業主体となって、いろんな地域防災活動ができるような仕掛けを進めていきたいと考えております。

せっかく防災士になったんですけども、何をしたいかよくわからないというような声もありますんで、そういった組織体制をしっかり進めながら、それぞれの地域で、できることをしっかりやっていただくと、これ、全国で唯一の組織ということになりますんで、十分に活用して育成していきたいと考えております。

○図師委員 今の防災士の活用も、全国に先駆けてってということで、非常にもう期待しておるところですけども、また、以前もちょっと意見をさせてもらったんですが、防災士の役割と地元消防団の役割というのが、やっぱ重複するところがあると思いますし、また、しないところでもちゃんとした役割分担が必要になってくると思いますから、消防組織との連携というのも、あ

わせてしていただきたい。

それと、あと、全く防災とはちょっとずれてくるんですが、先ほど自主防災組織の集まりの中で出た意見で、AEDを配置、備品の中に入れてもらうといいんだがという話も出たんですが、これ、AEDの配布というか設置の基準というのは、何か決められたものがあるんですか。これは、もうそっちは危機管理じゃないんですか。

○橋本危機管理統括監 私も、防災士の資格を取らせていただきましたけども、防災士の資格の観点で、そのAEDの活用、救命救急の訓練というのは、そもそもあるということで、昨今、このAEDがあるがゆえに救われる命があるということは、非常に重要だというのは認識をしているところでございます。

正直申し上げますと、私は、実は福祉保健部の次長のときも、AEDはどこが取り扱いかというのが、ちょっと議論がございまして、実は今、国のほうで、例えば設置を推進するというのを明確に打ち出している役所がないというのが、正直なところでございます。

どこに何台あるかというのを網羅的に把握している役所がないと。ただ、これは役人側の理由でございまして、本来はそれを把握すべきだということです。

今は、民間の財団法人が、どこにありますよというのをホームページで、登録されたものについては、公表しているというところでございます。この辺、ちょっと課題として認識して、AEDが身近にあるってということによって、その訓練を受けた方が活用できるということになりますので、ちょっと研究課題として頂戴してまいりたいというふうに思います。

○図師委員 これはじゃあ、国が支給している、

県が支給している、もしくは民間が、そのどこが責任部局になるものですか。

○橋本危機管理統括監 例えばそれぞれの事業所とかがみずから設置されているということになります。例えば県とか、公的機関は公的機関がそれぞれの設置者として、そういうものを体育館とかにはつけている例が多いということになりますし、最近では、事業所もそれぞれみずからつけていただくと、配置していただいているというところがございます。

ただ、長期的に考えますと、AEDがあつて、それがまたちゃんと維持管理されて、適切に使える状況になっていなきゃいけないとか、そういう課題も出てきているというふうに認識をしております。今後、勉強をしてまいりたいと思います。

○図師委員 細かくて済みません。最後にしますが、AEDをこれはじゃあ、これを買わなきゃいけないということですね。大体幾らぐらいするんですかね。

○橋本危機管理統括監 買い切りの場合と、あとリースみたいなのも最近出ておるようですけども、ちょっと今、つまびらかに数字はわかりませんので、また調べて、御報告させていただきたいと思います。

○図師委員 ありがとうございます。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○丸山委員 防災訓練の今後の課題の中で、具体的にどういうことを考えているか伺いたいんですが、「突発的な災害発生に対応した本部設置や要員参集」ということなんですけども。それは具体的にはできればお願いしたいのは、危機管理統括監だけがその日を知っているというような訓練をやっていただきたいと思っています。

いつもこの訓練をするときは、もう会場は全

部できていて、何時何分に発災するので集まってくださいと知らせているものですから、その辺は突発的な想定をして欲しいというふうに思っているんですが、おそらくかなりばたばたすると思います。そういう訓練もやるべきじゃないかなと思いますが、その辺はどういう考えだと理解すればよろしいでしょうか。

○橋本危機管理統括監 実は参集訓練というのは県庁でもしております、これは私も教えてもらえないという状況でございまして、誰かがたくらんで、いつか参集がかかるという状況でございまして。

あと、委員御指摘の内容につきましては、以前も御指摘をいただいたと思うんですが、実は、今回の図上訓練とか12月15日の訓練も、その設営済みところに集まってやっていると。

じゃあ、設営自体にどのぐらい時間がかかるのかというのが、大きな課題だと思いますので、来年度以降も、今年度のように図上訓練を重ねて、本番の実働という訓練をやってまいりたいと思っておりますけれども、その前半の第1回目は顔合わせ、役割確認みたいな形になろうかと思いますが、そこで実際にどんだけの人が集まって、どんだけ設営に時間がかかるかというのもチャレンジするというのも、一つの考え方だと思います。

あともう一方で、つい先日、総務部の総務課のほうで火災訓練があつたんですが、やはり大きな地震、火災があると、みんなが外に出ると。

一方で、我々は災対本部は15分以内に開設するというふうに考えておりますので、やはり建物に入れられないという状況になると、そういうこともままならないというのも、課題として浮き上がってきたのではないかなと思っております、そういう意味で庁舎の問題のあり方とか、

もうそういうのもいろいろ検証する中で、考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。ちょっと来年、そういう観点でもチャレンジしてみたいと思います。

○丸山委員 ぜひそういう本番になるような環境でやっていただきたいと思います。

この下のほうに書いてある、本部運営を担う人材育成ということではありますが、これは人事異動が非常に重要じゃないのかなと思っておりますが、要するに、総務課だとかいわゆる管理マターというか、危機管理マターみたいな形の人事異動も考えていかないと、多くの人がかかるのもいいですが、2度、3度同じ職場になってスキルアップしていくというのも、3年で異動じゃなくて、5年でという手法もあると思ってるので、その辺の人材育成というのは、人事を含めて、どのような形を考えているのかお伺いしたい。

○大坪危機管理局長 今回の総合防災訓練に際しましても、危機管理局に過去在籍した職員に、かなり応援をしてもらいました。その職員は、本当にいざというときには、すぐ対応できる経験と能力を持っていますので、そういった職員にも入ってもらって、一緒に訓練をしたところありますので、そういった危機管理局OB職員の活用ということは十分留意をしながら、作業をしてまいりたいと考えております。

人事異動については、私からは論じる立場ではございませんので、総務部長か次長、お願いします。

○四本総務部長 危機管理に限らず、県庁のさまざまな業務について、やはり専門性をもっと高めるべきだと。3年原則で異動というのを、場合によっては4年、5年ということもという御意見も、議会でたくさんいただいております。

ろでございまして、私どもとしましても、危機管理ももちろんですが、例えば総務部でいえば、税の関係ですとか、あるいは農業の指導の関係ですとか、いろんなところでやはり状況によって、人事異動の Spann といいますか期間を延ばすとか、あるいはまた経験者を持ってくるとか、そういうようなことを当然考えながら、異動をやっていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 人材育成っていうのが、知事のほうも、人材の「材」を財産の「財」という形でやっていただいておりますので、うまく活用できるように、育成できるようにしていただきたいと思っています。いろんな部署部署があって、イノベーションを重点施策としているところもあって、その人材育成も3年異動を5年異動にするということを考えて、人材のほうをしっかりとやっていくという方向も出しています。宮崎県としては、南海トラフで3万5千人という想定も出されているので、それを少しでも減災するための、本当にやるんだということを明確にするためにも、しっかり人材育成をやっていって、実際、それが機能できるようやっていただくことをお願いしたいと思います。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですけど、その他について何かありませんか。

○鳥飼委員 今、南海トラフに関連して、特に局長のところで頑張らせていただいておりますけども、想定される危機がそれぞれ段階があって、とてつもない被害に及ぶ場合とかが、ある程度、想定をできるというのがあると思うんですね。そういう面で大変だろうと思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、つい最近の事例では、韓国で鳥イン

フルエンザが発生をして、一時期おさまったんですけど、また南部まで、全国的にもう流行しているということで、それぞれの部署で、私はこの間、保健所にお寄りしたら、従事者の人たち、県庁なり市町村の自治体職員、それから関連機関の職員の人たちが動員をされて、殺処分なり、自衛隊とか消防とかも応援もらう場合もあるでしょうし、殺処分をして消毒をして埋却をするというようなことで、今、非常に寒いんですから、日没までに作業を終えてというふうにしたほうが、埋却に当たる、そういう指導に当たる、対応に当たる職員の健康管理、心筋梗塞があったり脳発作があったりとか、そのようなこともあるのでというようなことを言うておられたんですね。

鳥インフルエンザについては、それぞれの部署で、今、準備をそれぞれ、いざ発生をした場合ということではしていると思うんですけども、危機管理局での対応について、もう少し説明をしてください。

○大坪危機管理局長 鳥インフルエンザにしましても、あと人間の新型インフルエンザにしましても、担当部局の職員は、危機管理局と今、兼務という状況にしてございまして、日ごろから十分連携を図りながら、事前の備え、訓練、そして万一、発災した場合の迅速な対応ということで、準備を進めているところでございます。

鳥インフルエンザに関しましては、本当に韓国で今、非常に蔓延しているという状況でして、大変な危機感を持って備えています。

きのうも、担当局長と話をしたんですが、空港での水際体制の強化ですとか、あるいはゴルフ場での消毒の強化、そういったものを十分留意していただくように、関係機関には話をしているということでしたし、庁内でも、関係職員

の連絡会議等をしながら、その準備、万一、発生した場合の備えですとか、あるいは事前の十分なその啓発・告知、そういったものを現在やっているという段階でございます。

○鳥飼委員 渡り鳥がどっかから来て、普通、何もないうきは、ああ、いいなということで、私も楽しむっていうか、私の家の近くの一ツ葉の入江で、カモがいっぱい来てて、そういう面ではいいんですが、ただ、そういう病気を持ってきて、菌を持ってくる鳥とか、糞をしたりなんてことがある。

ですから、農場とかでは、金網とかそういうものについて、そういうものは入ってこないよということ、対応をそれぞれのところではしていると思うんですけど、例えば、そういう鳥が死んでた場合に、県民の皆さん方に通報をしてもらおうと。発見したら通報を、連絡をお願いするというような、その呼びかけなりで、鳥インフルエンザを未然に広がるのを防いでいくというような取り組みも必要ではないかなと思いますので、そういう県民に対する働きかけ等も検討していただけるといいかなというふうに思います。

○大坪危機管理局長 野鳥に関しましては、環境森林部が所管しておりまして、県民に対するそのような啓発、当然、やっているはずですので、ちょっと確認をしてみます。

○鳥飼委員 よろしくお願ひします。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○坂口委員 さっき、ちょっと人事の話が出て、総務部長なんですけど、もう危機管理に関して、やっぱあらゆる危機に対応して、これをしっかり管理していくっていう視点からっていうのと、一方じゃ防災拠点の施設の整備構想が進んでいるということなんか、にらみ合わしたとき、例

えば、せんだつての口蹄疫をちょっと検証してみると、やっぱ金とそれからいろんなことの、とにかく決定権をそこで持たせるっていうことが、すごく必要になってくるという。

今の組織のあり方では、特に財源面、財政面の決裁のあり方では、間に合わない。あれは、せんだつての旧家伝法ですが、その中で、口蹄疫に関しては、いろんな専門的な班をつくって、例えば総務班っていうのをつくって、そこは出先に行って、出先で決裁できるんだよって、そういう特別な権限を財政に関しては与えるんですよっていう。渉外班もそこでちゃんとやっていく、防疫班もやっていくっていうことで、ことごとく出先の現地事務所に決裁権を持たしているんですよ。

だから、そういうのを考えたときに、僕は前、一般質問でもやったんですけど、やっぱり今度、危機管理統括監をヘッドにして、あらゆる部局横断的なところから、少なくとも次長レベルの人たちがそこに入って行って、ことごとく決裁権、それからやっぱ指示をやる下命権っていうんでしょうか、何ていうんですかね、そういうものを人事の上で持たせることをやっぱり検討すべきじゃないかなと。

そこで全てその判断をして指示が出していける、出先にまたそれをおろしていけるっていうのは、やっぱり検討が必要じゃないかと思うんですけど、総務部長、そこらはどうなんですか。

○四本総務部長 口蹄疫のときに、今、委員のおっしゃったようなことで、かなり混乱といいますか、ありましてその反省も踏まえて、ちょっとまだ具体的にではありませんが、おっしゃったようなことを検討はしていく、少なくとも役所的なその手続云々で危機管理がおくれたり、

おろそかになったりしては、元も子もありませんので、そういう視点で検討をしていきたいと思っております。

○坂口委員 ちょっとくどくなるんですけど、旧家伝法の中には、そういったのがあったんですね。それを今度、改正家伝法でなくしてしまっているんですよ。そこんところにすごく重要な部分というのが、即、そういったチーム編成して現地に送りなさい。で、責任者を決めなさい。で、さっきのようにお金についても決裁権を持たせなさいとか。弁当から手袋からスコップの購入から、ことごとく本課決裁だったんで、おくれてしまっています。

それとか防疫判断っていうのは、口蹄疫が発生したら、何て言ってたんですかね、そういった防疫専門の職員をそこに置いて、ことごとく、その家族の出入りから、物の移動から、全てその人に許可制にして許可をとらせる。それ、何かっていったら、菌を持ち出さない、持ち込まないって、これもやってなかったんですね。

そういったことで広がったっていうことを、やっぱり僕は今でもそう思っているんですけど、家伝法を守らなかった行政側の責任っていうのは、あっこまで広がったのっていうのは。

ただ、それは残念ながら、今度見直して、そこが消えてしまったんですよ。それはなぜ改正っていいながら消えたのかわかんないんですけども、そういったことをやっぱり反省をしながら、実際、どんな危機が起こっても、即対応できるっていう時間っていうものとの競争だということを想定したときに、やっぱり組織は——今度の庁舎の見直しと同時に、整備計画と同時に考えていただきたいと思う、これはもう要望でとどめておきます。

○内村委員長 ほかにありませんか。

午前11時31分閉会

○大坪危機管理局長 先ほどの鳥飼委員の御質問ですが、自然環境課所管、環境森林部のほうで野鳥についての啓発は、ホームページに掲載しているということでございますので、それだけで十分かというところ、そんなことではないでしょうけども、しっかり進めていきたいということでございます。

○鳥飼委員 お願いですけど、今言われたように2000年の口蹄疫、そして2010年口蹄疫、大変な被害を受けたわけですが、ですから、そういう痛みというのは、もう県民の皆さまもよく知っていると思ってるんです。ですから、知事が想定されるのであれば、知事が発言して、後ろにマスコミの皆さんも来ておられますけれども、やはり県民の皆さん方、こういう協力をお願いしますよということを報道していただくと。

そういうことで防止できるんじゃないかなと思うし、そういう話題もあって出したんで、実際にそういうのはあるんでしょうけど、よろしくお願いします。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。